

令和3年9月8日

一億総活躍担当  
まち・ひと・しごと創生担当  
内閣府特命担当大臣（少子化対策、地方創生）  
坂本 哲志 様

厚生労働大臣  
田村 憲久 様

経済産業大臣  
梶山 弘志 様

埼玉県知事	大野 元裕
千葉県知事	熊谷 俊人
東京都知事	小池 百合子
神奈川県知事	黒岩 祐治

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等について

一都三県に対し緊急事態宣言が発令されてからの間、一都三県では、政府の基本的対処方針に基づき、都民・県民への外出自粛要請やテレワークの推進、飲食店等に対する休業や営業時間短縮要請などの緊急事態措置を実施してきた。

しかしながら、感染力の強いデルタ株の影響により、重症者用の病床使用率が高い水準で推移するなど、医療提供体制のひっ迫は極めて深刻な状況である。

こうした状況を打開し、都民・県民の生命を守るためには、今後も引き続き、一都三県で緊密に連携し、徹底した感染防止対策に全力で取り組んでいかなければならない。

また、これまでの度重なる休業要請や営業時間短縮要請等の措置により、事業者等は極めて厳しい経営状況に置かれていることから、引き続き同様の協力を求めていくためには、事業者等に一層寄り添った適切な支援を行っていかなければならない。そのためには、国において、十分かつ確実な財政支援を講じることが不可欠である。

さらに、8月6日に厚生労働大臣に要望した「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し、引き続き実効性のある対策を継続的に実施する必要がある。

については、下記の事項について早急に措置していただくよう申し上げます。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地域の実情に応じて迅速に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」という。）の事業者支援分をさらに増額するとともに、特に地方の裁量度が高い地方単独事業分をさらに増額すること。また、配分にあたっては、緊急事態措置等の状況やこれまでの感染者数等の感染状況の実態を反映させ、財政力にかかわらず各自治体が必要とする十分な額を措置

すること

- ・ 感染状況やワクチン接種の動向、医療提供体制等を踏まえつつ、持続的な経済活動の回復に向けた対策を確実に実行するため、今後国において編成される補正予算や令和4年度当初予算においても臨時交付金を十分措置すること
- ・ 令和2年度から3年度の臨時交付金の繰越事業のうち、地域経済対策として実施を予定している一部の事業は、コロナの感染拡大に歯止めがかからない状況であることから、実施を延期しており、3年度の実施完了が困難である。  
そこで、繰越財源の用途の変更といった制度運用の柔軟化や、4年度への再度の繰越を認めるなど、コロナ禍に見合った柔軟な対応を取ること
- ・ 即時対応特定経費交付金について、措置期間決定後にその都度示されるため、財源措置が極めて不透明な状況となっていることから期限を撤廃すること
- ・ 大規模施設等協力金の上乗せ支給分については、国の負担割合が6割に引き下げられている。しかし、国の通知では、都道府県は、政府の基本的対処方針に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、独自に休業要請等の上乗せ措置ができることとされていることから、これに基づいて協力金を支給する場合には、国は責任をもって財政措置を講じるべきである。地方が地域の感染状況等を踏まえ休業要請等を行う場合の実効性を確保するためにも、引き下げられた大規模施設等協力金の国の負担割合を復元すること
- ・ 規模別協力金の支給の迅速化や、大規模施設等協力金の支給にあたっての自己利用部分面積の算定などの審査事務は大きな負担となっている。また、各制度変更等の都度システム改修も必要となり新たな財政負担も生じていることから、事務費の措置を拡充すること
- ・ 規模別協力金の早期給付後に事業者が要請に従っていないことが判明し、債権回収が困難となった協力金が生じた場合、国庫返還の免除を可能とするなど、都道府県の財政負担が生じないように国の責任において必要な措置を講じること
- ・ 今後、まん延防止等重点措置へ移行した場合にも、引き続き人流抑制に取り組む必要があることから、規模別協力金の下限単価や大規模施設等協力金の国負担割合を緊急事態宣言措置区域と同水準に引き上げること
- ・ 月次支援金の上乗せ、横出し支援については、支援内容の地域偏在をもたらすとともに、事業者は国と地方の両方に申請する必要があり、負担となっている。現在、都道府県が協力要請推進枠や事業者支援分を活用して上乗せ、横出し支援をしているが、申請者の情報を把握している国において、月次支援金そのものを拡充する等責任を持って行うこと

## 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金

- ・ 保健所設置市のある都道府県においても一括して執行できる「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を最大限に活用するため、検査体制の充実に資する費用や医療機関への協力金を同交付金の対象とするなど、今後の感染状況及び事業の性質等に応じて、対象拡大・弾力的運用・増枠といった柔軟な措置を講じること